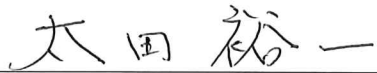


運用報告書の適正性に関する確認書

2019年11月20日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
不動産投資信託証券発行者名	サンケイリアルエステート投資法人 (コード：2972)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員 太田 裕一 

当投資法人の執行役員である太田 裕一は、本投資法人の2018年11月19日から2019年8月31日までの第1期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を株式会社サンケイビル・アセットマネジメント（以下、「本資産運用会社」といいます。）に、投資主名簿等管理人及び一般事務業務（機関運営事務）をみずほ信託銀行株式会社、一般事務業務（計算・会計帳簿作成・納税）を税理士法人令和会計社、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者である税理士法人令和会計社より提出される会計帳簿及び本資産運用会社の各部門長より財務・IR部に対して報告される本投資法人に係る当該資産運用報告の作成に必要な情報に基づいて作成しております。財務・IR部が投信法等の関係法令に従い当該資産運用報告の原案を作成し、関係部署と協議し本資産運用会社の代表取締役の承認を得て、これを提出しております。また、記載内容については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2019年10月17日開催の本投資法人役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 一般事務受託者である税理士法人令和会計社が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該運用報告書が作成されていることを確認しております。
- ② 本投資法人の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人から、投信法第130条に規定される会計監査を受け、その監査報告書を受領しております。
- ③ 本資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について原則として3ヶ月に1回以上開催される本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確

認をしております。

以 上